

資料7

水濁基準値案と水濁 PEC の関係について

1. 水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

評価対象農薬に係る、水質汚濁に係る登録基準値（水濁基準値）と水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）の関係は、次のとおり。（詳細は、資料6 参照。）

（基準値設定剤）

（単位：mg/L）

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田		合計
		PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	
ジンプロピリダズ	0.55	対象外*		0.000039		0.000039

※使用方法から水田使用には該当しないため

（再評価対象剤）

（単位：mg/L）

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田		合計
		PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	
フェリムゾン	0.050 (同上)	0.0213 (同上)		0.00031 (同上)		0.022 (同上)
			0.00098	0.00031 (同上)		0.0013
フェンメディファム	0.12 (同上)	対象外*		0.000055 (0.000044)		0.000055 (0.000044)
プロスルホカルブ	0.01 (0.050)	対象外*		0.0001 (同上)		0.0001 (同上)

網掛け：水濁基準値案の10分の1を超える PEC

注：括弧内は前回審議での値

※使用方法から水田使用には該当しないため

2. 基準値設定後の対応

フェリムゾンについては、水田 PEC_{Tier1} と非水田 PEC_{Tier1} の合計値が、水濁基準値案の10分の1を超過することから、水田 PEC_{Tier2} を算出するとともに、非水田 PEC_{Tier1} との合計値を事務局で算出した。その結果、水濁 PEC が水濁基準値案の10分の1以下になることを確認した。

ジンプロピリダズ、フェンメディファム及びプロスルホカルブについては、水濁 PEC が水濁基準値案の10分の1以下になることが確認された。

従って、いずれも、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。

参考：モニタリングの状況

フェリムゾンについては、平成27～令和4年度に行われた水道統計によれば、原水の水質調査が行われた26,624地点中、31地点で検出されたが、検出された最高濃度は0.0022 mg/Lであり、水濁基準値を上回っている地点はなかった。

また、これまでに実施された農薬残留対策総合調査等の水質モニタリング調査や、公共

用水域水質測定及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。

フェンメディファム及びプロスルホカルブについては、これまでに実施された農薬残留対策総合調査等の水質モニタリング調査や、水道統計、公共用水域水質測定及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。